

- 昭和 2年 5月 ● 昭和2年4月6日付願により私立病院の設立が許可される。(5月20日、精神科40床)
 ● 開設者金沢大学精神医学教室初代教授松原三郎(先代)
- 11年 8月 ● 松原太郎が開設管理者、岡部保が院長に就任する。
- 18年 12月 ● 松原太郎が院長に就任する。
- 26年 5月 ● 厚生省指定、石川県指定精神病院となる。(精神科169床)
- 34年 7月 ● 精神科4棟236床、結核1棟11床の増改築が承認される。
- 36年 7月 ● すみれ台病院開設(内科30床) 開設者松原太郎
- 46年 4月 ● 医療法人財団松原愛育会開設 理事長松原太郎(4月1日付認可)
 ● 精神病床322床 結核11床 計333床 に認可される。
- 63年 7月 ● 松原三郎が理事長兼院長に就任
- 平成 3年 6月 ● 病床数変更:精神科482床、内科30床、結核16床 合計528床
 8月 ● すみれ台病院廃止(8月1日)
- 6年 4月 ● 山口成良が院長に就任
- 7年 2月 ● 精神科デイケア(すみれ台デイケア)開設
- 9年 9月 ● 精神障害者グループホーム開設
 10月 ● 石川県より応急指定病院の認可を受ける。
- 10年 7月 ● すみれクリニック開設
- 11年 3月 ● 在宅介護支援センター(金沢お年寄り介護相談センターとびうめ)開設
 9月 ● 居宅介護支援事業所(とびうめ居宅介護支援センター)開設
- 13年 5月 ● 精神障害者地域生活支援センター(地域生活支援センターいしびき)開設
 11月 ● とびうめ館開設(180床)
 老人性認知症疾患治療病棟、重度認知症患者デイケア(デイケアすまいる)開設
- 14年 5月 ● 老人性認知症疾患療養病棟開設
- 15年 3月 ● 本館改修完了 病床数変更:精神433床、内科30床 合計463床
 9月 ● 精神療養病棟開設
 12月 ● 精神科急性期治療病棟開設
- 18年 4月 ● 老人性認知症疾患療養病棟、精神病棟入院基本料病棟を精神療養病棟へ転換、
 精神科ショートケア開設
 ● 地域包括支援センター(お年寄り地域福祉支援センターとびうめ)開設
- 19年 2月 ● 病院機能評価Ver.5.0認定
 4月 ● 地域活動支援センターI型、相談支援事業、多機能型(就労継続B、就労移行、自立訓練)事業所、
 グループホーム(GH紅梅)開設
 12月 ● 精神科急性期治療病棟を精神科救急入院料へ転換
- 20年 9月 ● 石川県精神科救急医療システム基幹病院指定
 10月 ● 野々市こころのクリニック開設
- 21年 1月 ● 訪問看護ステーション開設、自立就労支援センター開設(多機能型事業所移転)
 6月 ● 外来処方の全面院外移行
 10月 ● 訪問介護事業所(ヘルパーステーションとびうめ)開設
- 22年 2月 ● すみれ台デイケア棟竣工
 4月 ● 松原三郎が理事長兼院長に就任、山口成良が名誉院長に就任
 8月 ● 認知症対応型通所介護事業所(デイサービスきまっし)開設
- 23年 3月 ● 松原病院に電子カルテ導入
 4月 ● 社会医療法人へ移行し、法人名を社会医療法人財団松原愛育会に変更
- 24年 4月 ● 病院機能評価Ver6.0認定
 ● 地域包括支援センター名称変更(地域包括支援センターとびうめ)
 5月 ● 精神療養病棟うち56床を精神病棟入院基本料(13:1)に変更
 10月 ● 相談支援事業所(白山市委託)(ピアサポートはくさん)開設
- 25年 10月 ● 地域活動支援センターI型(白山市委託)(ピアサポートはくさん)開設
 11月 ● 精神病棟入院基本料(13:1)48床を精神科救急入院料に転換、
 精神科救急入院料を計96床に増設
- 26年 7月 ● 介護老人保健施設(ろうけん桜並木)、通所リハビリテーション(でいけあ桜並木)開設
- 27年 4月 ● 自立就労支援センターいしびきあんど工房開設
- 29年 4月 ● 認知症治療病棟60床を精神科急性期治療病棟48床に変更(H28.12より12床休床)



開設時の松原病院



昭和46年増改築後の松原病院



とびうめ館



平成15年改修した松原病院



ろうけん桜並木

特集

「病院開設90年を振り返って」

社会医療法人財団松原愛育会

理事長

松原三郎



昭和2年4月に松原三郎によって当院が創設されてから、今年で90周年を迎える。この間、松原病院は決して順調に発展してきたわけではない。幾多の困難を乗り越えてきている。その歴史は幾つかのステージに分けると、①開設当初：松原三郎が40床から開始し昭和18年に松原太郎が院長に就任するまで、②戦時期：空襲におびえ、食料不足の中で病院と患者さんを守り続けた、③戦後の拡張期：精神衛生法の施行や精神科特例を背景にして病床が増設され、知的障害者施設、福井や七尾に病院が開設された、④昭和63年に精神保健法が施行され、デイケア、グループホーム就労施設等の各種施設が開設され、さらに近代化計画による病床機能分化が行われた。⑤地域医療の強化：クリニック、老人保健施設開設、訪問看護ステーションなど地域医療の強化が図られた。これらの変遷は、国の施策に影響された部分もあるが、積極的に病院の機能を充実させようと努力し

てきた姿でもある。特に、近代化計画実施移行においては、地域における中核的な精神科病院として、多機能で質の高い精神科医療を提供しようと努力が行われてきた。当院の基本理念では、「人にやさしく」とあるが、精神医療にかかわる者としての基本姿勢を持ちながら、質の高い精神科医療を提供することで「地域に信頼される」精神科医療集団でありたいと願っているのは、この様な歴史に裏打ちされたものである。質の高い精神科医療を提供することの1環として、本年4月から「とびうめ館2階」に精神科急性期治療病棟(医師配置16対1)が新たにスタートした。主に高齢者の治療を目指したものであるが、その多くは認知症高齢者である。これまでの認知症治療病棟とは異なっており、内科医と精神科医が連携して高齢者の診療に当たることが目指したもので、その治療機能は徐々に高まっていくものと期待している。当該病棟は、1病棟単位を60床から48床に削減し

で行われているが、医師配置16対1で48床の病棟は、2つの救急病棟に続いて3つ目である。質の高い精神医療を提供するためには病床の削減もやむをえないと考えている。今後、さらに病床の機能を強化させるためには、医師配置16対1、48床病棟を導入する必要がある。その可能性としては、「入院4ヶ月以降の亜急性期(回復期)」について13対1看護体制を基本として導入する案、「アルコール・薬物依存症を専門病棟化」する案などがあるが、いずれも、新規入院患者数の不足と若手医師の不足から実現までには時間がかかりそうである。また、地域精神医療福祉サービスと連携を一層強化しながら、退院を円滑に進めたいと考えている。